

授業科目履修の方法

(卒業要件)

第10条 本学を卒業するために必要な単位数は、次のとおりとする。

授業科目区分		単位数	
基礎教育科目	必修科目	4単位	} さらに 6単位 以上
	選択必修科目	2単位	
	選択科目		
外国語科目	選択必修科目	2単位	
	選択科目		
専門科目	必修科目	8単位	
	選択必修科目	6単位	
	選択科目	34単位以上	
合計		62単位以上	

(授業科目履修の方法)

第11条 授業科目の履修及び単位の修得方法については、別に定める。

- 2 学生は、原則として各学期の始めに履修希望の授業科目を届け出なければならない。
- 3 既に単位を修得した授業科目は、再履修することができない。

(単位の基準)

第12条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位として、各授業科目の単位数を計算するものとする。

- 2 芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- 3 卒業論文、卒業研究及び卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修を考慮して単位数を定めるものとする。

(授業期間)

第13条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

授業科目修了の認定 卒業及び短期大学士の称号

(単位の認定)

第14条 授業科目修了の認定は、筆記又は口述による試験その他適切な方法による。ただし、演習、実験、実習及び実技等については、平常の成績により認定することがある。

- 2 授業科目修了の認定は、学期末又は学年末に行う。
- 3 試験の成績は、秀、優、良、可及び不可で表示し、秀、優、良及び可を合格とし、合格した授業科目については、所定の単位を与える。

(GPA)

第14条の2 学業の成績評価基準として、グレード・ポイント・アベレージ (GradePoint Average 以下「GPA」という。) を用いることができる。

2 GPAについては、授業科目履修規程(短大)に定めるところによる。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第15条 学長が、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、教授会の意見を聴取した上で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学(大学を含む。)に留学する場合、外国の大学が行う通信教育における授業科目を国内において履修する場合及び外国の大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を国内において履修する場合について、準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第16条 学長が、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の意見を聴取した上で、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数を合わせて30単位を超えないものとする。

(ボランティア活動等の実践学修)

第16条の2 学長が、教育上有益と認めるときは、ボランティア活動等の実践学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の意見を聴取した上で、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第15条及び第16条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

3 ボランティア活動等の実践学修に関し必要な事項は、別に定める。

(インターンシップの実践学修)

第16条の3 学長が教育上有益と認めるときは、インターンシップの実践学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の意見を聴取した上で、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第15条、第16条及び第16条の2により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

3 インターンシップの実践学修に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業及び学位の授与)

第17条 本学に2年以上在学し、第10条に規定する授業科目につき定められた単位数を修得した者に対して、卒業を認め、学長が短期大学士の学位を授与する。

2 本学に2年以上在学し、年度の前学期において第10条に規定する授業科目につき定められた単位数を修得した者に対して、9月卒業を認め、学長が短期大学士の学位を授与する。

(1) 学位の認定日は、当該年度の前学期末日とする。

(2) 学長は、翌年3月まで卒業の延期を願い出た者について、教授会の意見を聴取した上で、許可することができる。

3 学位の授与については、別に定める。